



森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十九年九月二十六日

佐賀県知事 古川 康

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥栖市・神埼郡吉野ヶ里町・三養基郡みやき町(以上一市二町国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

電気工作物施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部森林整備課並びに鳥栖市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第五百十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年九月二十六日から平成十九年十月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月二十六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇四号	伊万里市東山代町長浜字新搦二二四三〇番三地区から 伊万里市東山代町里字正手一〇〇番一地区まで	平成一九・九・二六

○ 教育委員会事項

●佐賀県教育委員会告示第四号

佐賀県文化財保護条例(昭和五十一年佐賀県条例第二十二号)第二十条第五項の規定により、次の表に掲げる佐賀県重要文化財の指定(平成二年佐賀県教育委員会告示第三号)について、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第七十一条第一項及び第二項の規定による重要無形文化財の指定及びその保持者の認定が行われたので、佐賀県重要無形文化財の指定は解除された。

平成十九年九月二十六日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

記号番号	種 別	名 称	保 持 者	住 所	解 除 年 月 日
無第四号	佐賀県重要無形文化財(工芸技術)	陶芸青磁	中島 宏	武雄市西川登町大字小田志一四九八二番地	平成一九年九月六日

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年九月二十六日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 榑古川総合印刷